

未入国留学生の皆さんへ(2020年10月19日現在)

既に国際交流課から継続的に連絡しているとおり、入国については福山大学そして日本国政府等の感染症対策に従って、次のように行動していただくことになります。分からなければ国際交流課に事前相談してから、行動・決定してください。なお、14日間の体調の変化やその他不安なことがあれば、国際交流課や国際センターの教職員に相談してください。それでは皆さまが無事に入国でき、福山大学のキャンパスでお会いできる日を楽しみにしております。

連絡先

福山大学 学務部 国際交流課

TEL:084-936-1672

E-mail:int@fukuyama-u.ac.jp

【入国前に行うこと】

○入国前 14 日間、検温を行い、仮に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、日本への渡航を中止すること。(必ず 14 日間の検温記録を残してください)

○現地出発前 72 時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地の医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得し、日本への入国時には検疫官及び入国審査官に対し、当該証明又はその写しを提示・提出すること。また、入国審査官に当該証明又はその写しを提出できない場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、入国拒否の対象となることについて理解すること。

○査証取得後、国際交流課に事前相談のうえ、各自で航空便を手配し、国際交流課に便名・到着空港・到着日時を連絡すること。

○入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）に加入していること。（入国後 14 日間の隔離期間と福山に移動するまでの期間を対象とした補償。それ以降は、国民健康保険に加入するので、この医療保険に加入する必要はありません。）

【入国後に行うこと】

○入国時、新型コロナウイルス感染症の検査を受け、その結果が判明するまで、検疫所長

が指示した待機場所に留り、他の者と接触しないこと。

○空港外の検査結果待機場所が必要な場合、待機場所は福山大学が確保した施設となること。

○入国後の PCR 検査の結果と「入国時確認票（[別紙 1](#)）」をすみやかに国際交流課にメールで送ること。

○PCR 検査結果判明後は、入国後 14 日間、福山大学が確保した施設で待機することとし、不特定の者との接触を行わないこと。

○入国後は、福山大学が実施している学生と教職員の健康管理を目的とした[毎日の調査](#)に回答するとともに、「自己健康管理票（[別紙 2](#)）」で 14 日間の体調を記録し、登校初日に国際交流課窓口に提出すること。

○入国時に、自身が使用するスマートフォンにLINEアプリをインストールし、また、入国後 14 日間毎日、同アプリを活用し、福山大学が確保する施設を管轄する保健所に健康状態の報告を行うこと。

○入国時に、携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリ「COCOA」を導入し、また、入国後 14 日間、同アプリの機能を利用すること。（利用方法は[別紙 3](#)）

○入国時に、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、また、入国後 14 日間、位置情報を保存すること。（利用方法は[別紙 4](#)）

○入国後 14 日間、移動手段を下記のいずれかに限ること。

- ・自家用車
- ・受入企業・団体所有車両
- ・レンタカー
- ・ハイヤー

○入国後 14 日以内に有症状となった場合、速やかに福山大学に連絡し、指定された医療機関を受診すること。（福山大学は、速やかに福山大学が確保した施設を管轄する「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、必要な対応をお伝えします）

○入国後 14 日以内に陽性となった場合、スマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所に提示するなど、その調査(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく積極的疫学調査)に協力すること。

- マスク着用、手指消毒の徹底、「3密」（密閉、密室、密集）を避けること。
- 上記に反したことが明らかとなった場合等、不実の記載のある文書等により査証の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることについて理解すること。

【別紙】クリックして PDF を参照してください。

別紙 1：[入国時確認票](#)

別紙 2：[自己健康管理票](#)

別紙 3：[厚生労働省が指定する接触確認アプリ「COCOA」](#)

別紙 4：[地図アプリ機能](#)